

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、近藤新二議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。〔9番 近藤新二君登壇〕

○9番（近藤新二君）

創生クラブの近藤新二です。

通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、道路管理について。

糸魚川市は、道路管理業務の効率化を図ることを目的として、市民の皆様からスマートフォンやタブレット端末、パソコンで道路の損傷箇所や街路灯の故障などを通報いただく、道路損傷等通報システムを導入しました。この通報システムは、地域や発見した方々が市に電話などで通報する方法に加え、新たな通報手段として、より多くの情報を把握し、迅速な対応につながるとされています。

車や二輪車等において、重大なリスクは早急に対応・対策を行わなければ、重大な事故を招いてしまいます。また、自転車や歩行者における慢性的な小さなリスクにおいても、見方を変えると重大な事故が発生する可能性があると思われます。安全・安心な道路環境の維持と公共資源の有効活用を目的とされていますが、糸魚川市の対応について伺います。

(1) 道路損傷等通報システムの現状と対応について。

(2) 通学路の安全対策について。

(3) 地域からの指摘や要望について。

2、市民に寄り添う窓口業務について。

2024年4月1日から相続登記を義務化する法律が施行されました。相続登記は土地・建物といった不動産の所有者が亡くなったとき、被相続人（亡くなった人）から不動産を引き継ぐ人に名義を変更する手続のことで、2024年4月以降に発生した相続の場合は、相続の発生を知った日から3年以内に申請する必要があります。過去に相続した相続登記未了の不動産も登記義務化の対象となり、2027年3月末までの猶予期間がありますが、正当な理由なく期限内に申請しなければ、過去に相続した不動産についても10万円以下の過料の対象となります。

相続登記には、登録免許税や各種証明書の発行手数料、司法書士などの専門家に依頼した場合の報酬など、費用がかかります。また、各種証明書の中には、亡くなった人の戸籍謄本・改製原戸籍・住民票の除票、相続人の戸籍謄本・住民票・印鑑証明・課税明細書など数多くの証明書が必要となります。一度では済まず、幾度も窓口に来られる方もおられると聞いています。糸魚川市の相続登記について、どのように対応されているのか伺います。

(1) おくやみ手続ガイドについて。

(2) 相続登記に関する相談窓口について。

(3) 糸魚川市のお悔やみ公表について。

以上で1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

近藤議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、3 年度の運用開始以来、年々、通報件数も増え、市民の皆様の新たな連絡手段として、徐々に定着してきたものと捉えております。市では通報を受けた後、直ちに現地を確認して、緊急度、優先度を判断し、必要に応じた修繕等を実施しております。

2 点目につきましては、定期的な道路パトロールによる安全確認のほか、地域や学校においても通学路等に係る危険箇所の点検を行っており、それらの情報も併せて必要な対応を行っております。

3 点目につきましては、地域から指摘や要望等を受けた際には現地を詳細に確認し、必要な対応を行っております。

2 番目の 1 点目につきましては、市が作成したおくやみ手続ガイドに相続登記が義務化されたことを記載し、手続の際に説明をしております。

2 点目につきましては、市の窓口は、市民課固定資産税係が担当しており、相続人からの相談の際には、不動産の相続登記について、概要を説明し、必要に応じて法務局や司法書士会等の連絡先をご案内しております。

3 点目につきましては、ご遺族に確認した上で、新聞社へ情報提供を行い掲載が行われているため、市の広報等への掲載を行う予定はございません。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては所管の部・課長からの答弁もごございますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9 番（近藤新二君）

それでは順番に従って、1 の（1）から 2 回目の質疑をさせていただきます。

道路には、国道、県道、市道とそれぞれ所管が異なる道路があります。国は国土交通省道路緊急ダイヤルとしてシャープ 9 9 1 0、県は新潟県道路損傷通報システム、糸魚川市は先ほども言った道路損傷等通報システムと、通報システムがそれぞれありますが、国や県の通報は、どこが確認しているのか。また、国道や県道の情報は、糸魚川市と共有ができていないのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

今ほどお話ありました国土交通省の、まず通報システムについてなんですけども、通報があった位置から道路管理者を特定しまして、国の直轄の案件とか、あと、該当する自治体に分類されまして、それぞれメール配信を行うシステムとなっております。それで、国の直轄の案件につきましては最寄りの国道事務所が受信し、通報内容を確認しておるところでございます。

あと、県の通報システムにつきましては、同じく通報があった位置情報から該当する県の地域整備部ですかね、そちらのほうにメールが配信されまして、受信先において、通報内容のほうを確認してるところでございます。

後段のほうで質問がありました情報の共有についてなんですけども、国道・県道における、例えば交通事故等が発生しまして交通止め等の情報は共有しておるんですけども、各管理者が受信した道路損傷については、現在、共有はしていないところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

それぞれ国道だったり県道だったりということもあるんですが、同じ糸魚川市内ですよ。やっぱりこれ共有して、情報はしっかり取ってほしいと思います。

それと、通報していただいた内容について、市長の答弁では現地確認をその都度されているということなんですけど、この確認した現地確認ですね、どのようなランクづけするのか、必要な箇所はすぐというふうに市長答弁あったんですが、何段階かに分かれてると思うんですが、その辺のことをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

今ほど市長答弁でもありましたとおり、市では通報を受けた後に、直ちに現地のほうを確認しているところでございます。当然、通報の損傷規模というのは異なりますので、その中で緊急度とか優先度を判断させていただきまして、必要に応じて修繕のほう実施してるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私も、緊急情報を利用したことは何度かありまして、当時、寺島区長だった、今の久保田市長とも農道のほうで緊急連絡したところ、すぐに来て対応していただきましたので、こういったことが迅速だなということは、そのとき感じています。

国土交通省の道路緊急ダイヤル、シャープ9910の通報種別では、道路の穴ぼこ、段差、落下物（落石など自然物以外）、また、動物の死骸、ガードレール、標識等の損傷、道路の汚れ、落石、土砂流入等の災害とされ、新潟県の道路損傷通報システムの通報種別では、路面の不具合として穴ぼこ、がたつき、陥没、段差、消雪パイプ異常、巻き立てコンクリートの破損など、側溝等の不具合として、側溝本体や蓋の損傷、側溝蓋の脱落、排水異常など、安全施設施設の不具合として、防護柵、視線誘導標の変形・破損・傾倒、ケーブルの緩み・脱落、道路のその他の不具合として、標

識の変形、照明の不点灯、支柱腐食、枝の張り出し、その他不具合などと、数多くの通報種別が選択できます。糸魚川市の道路損傷システム、この国や県の通報種別等を網羅しているのかを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

市の通報システムにつきましては、該当するカテゴリは、例えば舗装とか側溝とか街路樹ということで、非常にシンプルになってるんですけども、それらを選択しまして、損傷箇所の、あと状況の写真等も添付することとなっておりますので、ほか、例えば国とか県に比べて数多くの通報種別は選択できませんけども、通報内容についてはしっかり把握しているものと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

国とか県でこういった通報システムの内容があることから、糸魚川市もやっぱりその他の項目を設けて、こういったこともちょっと真剣に取り組むべきだと思うんですね。ぜひとも国・県のこういった事柄を検討していただきたいと思います。

また、新潟県の道路損傷システムでは、緊急対応が必要な場合や通報内容に関する対応状況の問合せは、各地域整備部まで電話連絡をお願いしますとなっておりますが、糸魚川市の道路損傷等システムでは、通報内容に関する対応状況の問合せについて、どのようにされているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

通報者へは、必要に応じて電話とかメールで内容の確認や対応状況の報告を実施してるところでございます。あと、道路の重大な損傷といいますか緊急対応を要する場合につきましては、直接市役所に電話連絡をお願いしますということで周知してありますし、例えば市の所管外といいますかの事案もメール来ることがありますので、そうしたときには、速やかに関係機関のほうへ通報内容のほうを連絡してるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

市民の方からは、軽度な事柄も通報システムに問い合わせてくると思うんですが、この辺について、市民に対して、これはこうした、もう少し待って下さいなどといったアナウンスですね、そういった部分があんまりないと思うんですね。その都度、市民の方々が問合せをするような体制

の、やっぱり掲示が必要だと思うんですよ。糸魚川市のホームページにこういうの無いんですよ。確認のために建設課にお問い合わせくださいなどのことができるのかどうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えします。

こういった形で通報システムのほうを今周知してるところなんですけども、やはり国・県のシステムも参考にして、非常に件数が多くて、全てお返すのは厳しいかもしれませんが、どういう形で住民に返せばいいか、国・県の事例を見ながら、ちょっと研究のほうをさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

対応のほどよろしくお願いします。

続いて、（2）の通学路の安全対策について伺います。

南本町線の上刈白馬通り線から148号線の歩道について伺います。

教育委員会や糸魚川小学校の保護者と教職員から構成される通学路の安全点検において、この歩道の安全性について議論されたことがあるのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小川こども教育課長。〔こども教育課長 小川豊雄君登壇〕

○こども教育課長（小川豊雄君）

お答えいたします。

通学路の安全の点検なんですけれども、4月に学校で行います通学団総会という会におきまして、集団下校を行うんですけれども、その際に、学校の先生、教職員が子供と一緒に下校を行いまして、その際に通学路を点検しております。南本町線につきましても安全な通学路ということで判断しておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

この通学路なんですけど、歩道が車の出入りによって削られて、かなり斜めになってるんですよ。その結果、児童が足を取られるようなことが、まず、今までないんですが、ふらついて子供が道路に出そうになったというのは聞いております。

また、安全管理上、道路整備の観点からも非常に重大な問題だと考えます。私も、孫と一緒に小

学校まで、この通学団と一緒に歩いて行ったことは何回もあるんですが、やっぱり大人の足でもあの傾斜はちょっとふらつきます。

そこで、市長も寺島の区長だったとき、子供と一緒に小学校まで足を運ばれたと思うんですが、あの傾斜について、市長はどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

お答えします。

通学路を供用している高齢者等もごさいますので、ちょっとの傾斜については、高齢者が、何ていいますか自分で運転するのがありますよね、ああいうところに非常に危険だなというところもあると思います。まず、日常的に使う通学路について、やっぱりそういう、何ていいますか危険だと思われる部分については、やっぱり対応が必要なんではないかなと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

ありがとうございます。

南本町線は、上刈白馬通り線と148号線から寺島交差点までは、歩道も平たんで拡張工事がなされております。以前、山澤清臣前横町区長の話では、上刈白馬線から148号線において、改修工事が予定されていると私は聞いておりました。ですが、池原印刷所から100メートルぐらいの、これ北側なんです、側溝の穴がコンクリートで塞がれた工事がされております。これはどういった経緯でこれはされたのか。

また、聞き及んでいた改修工事がなぜされないのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

まず、側溝が今コンクリートで塞がれた工事の件なんですけども、こちらのほうにつきましては、市民団体の皆様からの要望で上がってきまして、それで毎年、順次、東側のほうから西側のほうに向けて整備のほうをしてるところでございます。

後段の改修工事のほうについてなんですけども、全面的な改修工事につきましては、当然交通量とか、あと沿道の状況とか総合的に勘案する必要があるかと思っておりますので、また、地元の皆様と調整しながら検討のほうを進めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

また、もう一つ質問させてほしいんですが、南本町線の通学路では、以前は北側の歩道のみを通学してたと私は記憶してるんですが、近年、南側の通学路も子供たちが通学してます。これはどのような経緯で決められたのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小川こども教育課長。〔こども教育課長 小川豊雄君登壇〕

○こども教育課長（小川豊雄君）

お答えさせていただきます。

北側・南側それぞれの歩道を通学路にしている経緯につきましては、その南本町線の北側に加えて、南側にも子供が居住していることから、道路を横断させることよりも、それぞれの側で通学したほうが安全というふうに判断して、そのような形にしておるところでございます。

南本町線につきましては、ほかの市道に比べまして、歩道のある安全な道路として、学校が通学路に指定しているというところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

以前に、横町2丁目の南本町線から中央保育園へ曲がる角にある電信柱の配電盤ですね、これは子供がけがをしたよという、私、事例を挙げて改善をしていただいたんですよ。このようなものが、この南側の通学路に存在してるんです。これはご存じでしょうか。

また、危険なリスクを極力排除しなければならない通学路に、以前の指摘が生かされない現状をどのようにお考えか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小川こども教育課長。〔こども教育課長 小川豊雄君登壇〕

○こども教育課長（小川豊雄君）

お答えいたします。

南本町線北側の消雪パイプの配電盤につきましては、歩道の真ん中とといいますか、歩道の中央寄りのほうに配電盤が設置されている電柱があるということで、通学の際に子供がぶつかると危険ということで、高さを移設していただいたというふう認識しておるところでございます。

南側のほうにつきましては、電柱が南側よりも歩道の端によってあるため、現状では、歩行には支障がないというふうに判断しているところでございますが、通学の状況を改めて確認いたしましたし、支障があるかないかについては再度確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私、見た感じ、危険なんですよね。これ、毎年行われている通学路の安全点検が漫然化してるとは言えませんかね。大人を目線だけではなく、子供の目線で安全点検をしっかりと行うよう改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小川こども教育課長。〔こども教育課長 小川豊雄君登壇〕

○こども教育課長（小川豊雄君）

お答えさせていただきます。

確かにご指摘のように、我々大人の視線と、あと子供の視線というのは高さも違いますし、また、いろいろなものの圧迫感ですとかそういった感じ方が違うところがあるかと思っておりますので、今またご指摘の点等を踏まえまして、各学校に周知した上で、そういった視点でも、子供の目線とかそういったような視点でも確認していただくように指導してまいりたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

各小学校、そういうような対応でよろしくをお願いします。

また、歩道の改修工事についても、今現在、南側と北側の両方を児童に通ってもらうんですが、ぜひとも安全を確保するためにも、どちらか一方でも改修工事をしていただけないか、この検討をしてほしいんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

歩道の改修につきましては、通学路としてもそうなんですけども、高齢者の方の通行というか安全性に加えて、あと、沿線に宅地が近接している道路条件といいますか、そういったものを踏まえてやっぱり判断しないとイケないかと思っておりますので、やはり南側と北側を一体的に捉えた整備の在り方を検討する必要があると考えております。こうした状況の中で、総合的に路線については勘案させていただきまして、どのような整備が現実的か、慎重に見極めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの答弁と重複するんですけども、その際には、区長をはじめとしました地域の皆様のご意見を伺いながら、事業費との兼ね合いもありますけども、対応の方向性について、整理のほうをしてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

改修に向けた議論をよろしくお願いします。

続きまして、（3）の地域からの指摘や要望について伺います。

市民からの指摘の中にはかなりの項目があると思うんですが、私、聞きたいのが、これ街路樹についてちょっと今回お聞きしたいと思っています。

街路樹は、景観向上、環境保全、緑化形成、交通安全、防災などの多様な機能を持っています。これらの機能を最大限に発揮させ、市民の安全・安心を確保するために、適切な管理が必要と思います。

また、糸魚川市国土強靱化地域計画においても、都市基盤の整備の主な取組の③道路、橋梁、トンネル等の地震対策では、倒木による被害が発生しないよう街路樹の剪定及び樹木診断等の維持管理を行い、予防保全の管理に努めると書かれていますが、市はどのような管理をされているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

市道沿いの街路樹につきましては、市内の路線ごとに樹種とか、あと本数等を把握して、管理をしているところでございます。支障のある枝の剪定とか、あと落ち葉の清掃などの日常のメンテナンスに加えまして、倒木等による被害防止のために、年に一度、路線ごとの定期点検のほうを行いまして、まず、基本的に目視点検をするんですけども、そのほかに樹帯の揺れを確認させていただいて、倒木のおそれがないか、安全性に係る調査も行っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

今、課長おっしゃったようなことを、これ管理マニュアル等を作成して、管理されてるのか、その辺をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えします。

街路樹に関しましては、市の独自のマニュアルというのはないんですけども、現在、都市公園の樹木の点検、診断に係る指針というのがありまして、そちらを準拠しまして参考にして、管理のほ

うをさせていただいてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私も公園管理の樹木についても、以前、一般質問させていただいたので、その辺の理解をしております。糸魚川市の市道である糸魚川市消防署前の港南線の街路樹は、どのように管理されているか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

今ほどお話ありました市道港南線に限らず、ほかの路線でも管理してるところがありますので、当市が管理しています街路樹の剪定につきましては、定期点検を行った後に、その都度、必要に応じた対応のほうを行っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

以前、この路線について、寺島区の農家組合長から、街路樹が鬱蒼と茂り、稲作の成長に懸念されるほか、車両や歩行者にも危険があるのではと相談を受けたと思いますが、その回答はどのようにされたのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えします。

寺島区の農家組合長からいただいたご相談の件なんですけども、現地を確認の上、対応させていただくという旨の回答をさせていただいたところでございます。歩行者とか、あと通行車両に接触するおそれのあるものとか、あと、電力線に接触している危険な箇所につきましては、順次、対応のほうをしているところでございます。

また、枝が広範囲に伸びているものにつきましては、市道港南線の街路樹が、ケヤキでありますので、落葉後であります12月からは3月末ですか、この期間をめぐりに、業者委託による選定のほうを実施する予定としております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私もその相談を受けた際に現地に行ったんですが、私の背でも、もう首ぐらいのところに枝がありまして、これ、もしかして自転車で通った方が、気づかずに接触したらどうなるのかなと、想像すると、結構怖いなと思ったんです。その際、建設課の職員が、まだ高速道路近くの南側のところに車を止めて、歩道に茂ってる雑木を刈ってました。職員1人でかなり効率の悪いことをしてるのかなと思ったんですが、これですね、ここに財源がないために職員が刈ってるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えします。

やはり市内各地に、今言われたような枝が伸びて危険という箇所はかなりありまして、やはり財源的にも、全部網羅するのは厳しいところがありますので、今ほどおっしゃられたように、やはり緊急を要するところについては、職員のほうで伐採とかやるという箇所もありますので、今、基本的には予算内でやりたいんですけども、そういった形で職員の手も使って、現状、対応してるというのが事実でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私、見たところでね、さっきも言ったとおり、やっぱり効率悪いんですよ。やっぱりそういった業者なりに頼んで、早く処理するような、この予算立てがやっぱり必要だと思うんですけど、しっかり来年度の予算にも、こういった街路樹などの伐採、草刈りもそうなんですけど、しっかり予算をつけてもらうよう、私は要望します。

次に、道路の白線について伺います。

近年、道路の白線が消えかけていると市民からご意見をいただいています。道路の白線が消える主な原因は、車のタイヤによる摩擦、アスファルトの劣化、そして、積雪地域での除雪作業による剥がれと言われてます。糸魚川市は道路の白線について、現状どのように捉えているかを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、外側線等の摩耗の原因というのは様々だという認識でおります。外側線の設置は、通行者の走行可能エリアを明確に伝えるものでありまして、車道からの逸脱防止とか、あと歩行者等の安全確保、また走行時の視線誘導を高めるなど、交通安全を図るものであると捉えております。市内の外側線等につきましても、摩耗している部分が非常に多くあると認識しておりま

すので、毎年、予算の範囲内で引き直し等の修繕を実施してるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

道路の中央線や路側帯を示す区画線は、国や都道府県、市町村が管理するとされてます。また、横断歩道、一時停止線、進行方向を示す矢印などの道路標識は、公安委員会、これ警察署ですよ、が管理してると聞いてますが、横断歩道の白線は、歩行者優先で最も重要なことと考えますが、市民から最も多いご意見は、一時停止線と止まれ文字が消えているということです。一時停止線の所管は公安委員会の警察とされていますが、一時停止線の消えかけてる場所で、一時不停止の取締りが行われている様子を疑問に思われる市民が多いと聞かれています。市道には数多くの一時停止線が存在していますが、市はどのようにこの事柄をお考えかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

道路上の停止線につきましては、公安委員会が設置するものと、あと道路管理者が設置するものがあります。市が設置するものにつきましては、損傷が激しい箇所から順次引き直し等の修繕を実施しておりますし、また、公安委員会が設置するの停止線につきましても、市民とか地区の皆様からの要望とかご指摘を含めまして、引き直し等の修繕のほうを引き続き要望してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

一般的に広い道路に出るその手前に一時停止線というのがかなりあるんですが、例をいうとイチコ、スーパーイチコですね、あそこの駐車場を出るところも一旦停止、それから、横町4丁目からイチコへ行くほうも一旦停止、横町4丁目から出るほうは、ほぼ消えてます、見えません。それは市道なんです。でも、所管は公安委員会、警察、何かおかしいですよ。市道なのに白線は公安委員会、それで白線を引いてくださいと公安委員会、警察に言っても予算がありませんというのが返ってきます。じゃ、いつまでたっても白線、きれいにならないんじゃないかなと私は考えるんですが、この状況をどう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

長崎建設課長。〔建設課長 長崎英昭君登壇〕

○建設課長（長崎英昭君）

お答えいたします。

やはり区画線に関しましては、道路交通法に基づく交通規制というのはあるものですから、どう

しても市道でもそういった形で公安委員会の管理してるものもあります。

ただ、今言われたように、やはり言ってもちょっと財政面というかそういうものが厳しいというお話も確かにありますので、その辺り道路管理者である我々と公安委員会と、もう少し話し合いというか詰めさせていただきまして、緊急性の高いところから、どのような形で進めればいいのか、再度検討のほうをさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

以前、私、横町の交通安全、横町安に所属していたときは、昔はよく地域にペンキが配給されて、地域の交通安全班でそういった箇所、白線を引いた覚えがあるんですが、今そういった活動というのはされてるのか、ちょっとその辺、伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

木島環境生活課長。〔環境生活課長 木島美和子君登壇〕

○環境生活課長（木島美和子君）

ご質問にありました白ペンキの配給につきましては、今現在はやっておりません。市でというよりは、市、警察、それから地区の役員の皆さんと構成される協議会組織の中で、予算を使って対応しておりましたが、ちょっとシンナーとか使ったりするものですから、そういったところに心配の声もございまして、今現在はしてないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私みたいに二十数年前、交通安全班だった人は、昔はやったのに今はなぜやらないのという意見があるものですから、今回聞いてみました。

交通量や事故の危険性から、通学路であるなどを考慮し、優先順位をつけて、この白線、補修を行うようにしてほしいんですが、先ほど課長がおっしゃったように、所管される公安委員会と共によく協議して、前に進めてほしいと強く要望いたします。

それでは、2番の市民に寄り添う窓口業務について、2回目の再質問をさせていただきます。

(1)のおくやみ手続ガイドについて、このおくやみ手続ガイドの作成した経緯ですね、また運用開始が、先ほど市長が答弁されたと思うんですが、この経緯と運用の開始について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

おくやみ手続ガイドなんですが、窓口業務の改善として、お悔やみ手続を見直している中で、他

市の事例を調査したところ、ガイドを使っている例がございましたので、当市でも取り入れることとし、今年の4月から運用を開始したものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

私、3年前に経験したんですが、そのときにはこういうものがなかった。今はこの4ページ、いいものができたんだなというふうに感じております。お亡くなりになったご遺族は、行政手続だけでなく、年金、保険、相続、公共料金の名義変更など数多くの手続に直面します。そのため、どのようなタイミングで何をすべきか分からないという不安を抱え、市民課の窓口に来られると思いますが、このおくやみ手続ガイドをご利用した方々の、どのくらいおられるか、この相談ですね、窓口の相談、どれくらいおられるのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

正確な数は把握しておりませんが、死亡届出のあったご遺族に渡す形となりますので、死亡者数から推定いたしまして約400名程度になるものと捉えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

ありがとうございます。

私、おくやみ手続ガイドを課長から見させていただいたときに、やっぱり知らなかったんです。それで、市のホームページで、これ検索したところ、どこに、探せばおくやみ手続ガイドが出るのか、私ちょっと分からなかったんですが、どこを検索すれば出てくるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

現在のおくやみガイドについては、死亡の届けのときにご遺族にお渡しし、対面での手続で使う想定をしているため、ホームページの掲載は行っておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

上越市のホームページを見ると、ライフシーンでおくやみを開くとですね、右側の関連情報の申請手続という項目があります。そこには、お墓の改葬手続、家族などが亡くなったとき、またおくやみガイドブックを作成しました。また、おくやみコーナーを開設しました。こういった内容の丁寧な情報が掲載されてるんですよ。糸魚川市もこのような事例を参考に、ホームページの改善を努めてほしいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

私も上越市のホームページ、確認させていただいております。多くの情報が掲載されており、分かりやすいと感じました。当市といたしましても、関連する情報をまとめながら、先ほどのおくやみガイドも含めて掲載を行って、ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

そうなんですよ。上越のこのおくやみガイドを見ると、約60ページあります。それでかなり細かいところまで、これ説明してるんですよ。これを手本にしてというか、参考にして改善をすることが私も必要だと思いますので、順次いい方向に進んでほしいと思います。

（2）の相続登記に関する相談窓口について、質問させていただきます。

相続登記が義務化する法律が施行されましたが、糸魚川市は、市民や市内で不動産を所有している市外の人に、どのようにこの情報を発信してきたか。また、現在どのように発信しているのかをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えします。

相続登記の義務化の法律が施行される前の年になるんですが、そこから現在まで、毎年送っている固定資産税の課税明細書に義務化の内容を記載しているほか、市のホームページやチラシ、ポスターの掲示を行っているところであります。

また、おくやみの手続のときにも説明を行い、周知に努めているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

2027年3月末までの猶予期間があるとされ、今後、相続登記されていない方々が数多く登録すると予想していますが、糸魚川市は、相続登記だけについての相談窓口は受け付けているのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

相続登記の手続・相談に関しては、基本的には法務局となりますが、死亡の届出や固定資産税と密接に関係がございますので、関連する部分について、市のほうで相談を受け付けております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

この市の窓口に来た方々が、どういう手続をするのかと、職員の方は分かりませんよね。ですんで、この相続手続のコーナーがあります。またはご案内がありますといったようなものを発信すべきだと私は思うんですよ。

以前、私も相続登記に対して、いろいろな書類を用意するのに、やっぱり3回ほど市の窓口に来て、市が発行するものを求めたんですが、やっぱりこれを1回で済むようなことをやっぱり提供すべきだと思うんですけど、そういった考えはありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

相続登記の手続につきましては、大変厳格であり、多くの書類が必要であるというふうに理解しております。その書類につきましても、個々のケースでそろえる内容が大きく違うため、公表ということは少し難しいと考えております。市では、窓口対応において、可能な限り手続の内容をお聞きし、過不足なく書類を発行できるよう努めておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

相続登記には、戸籍謄本などの必要書類をそろえるのに幾つもの役所を回ることになり、法務局にも何度か足を運ぶことになり、インターネットなどでどんなに調べたとしても、実際に必要書類を不足なく集めることは不可能だと言われております。

申請書を作成するには相当な時間と労力が必要と言われてますし、そこで、司法書士などの相談、登記の専門家への依頼もこれは検討しなければいけないと思いますが、相続登記において、この手続を司法書士に依頼する旨の、これ上越市のほうでは、この相続登記は専門家への相談もと書かれています。こういったことがもうね、糸魚川市もやっぱり行うべきだと思うんですよ。個人でやると相当の労力がかかります。司法書士の報酬は相場とはかなり言われてるところが、おおむね5万円から十数万円ということが言われております。この辺の内容も、相続手続をしに来られた方にも丁寧に説明するべきと思いますが、その辺のお考えはありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えします。

現在お悔やみ手続のときに、相続登記の義務化について説明させていただいております。今、議員がおっしゃったこと全ては説明し切れてないのが現状でございますが、市でもしっかり情報収集する中で、適切な情報を市民に伝えられるよう努めてまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

先ほども上越市の例を言ったんですが、またここで、上越市の例を紹介します。

おくやみガイドブックは、身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れや来庁時の持ち物、死亡に伴う各種手続のチェックリストなどが掲載され、相続登記に関する項目も事細かく掲載されています。

また、亡くなられた方々に関する手続をワンストップでご案内するおくやみコーナーを設置し、相続登記に関する相談も受け付けています。糸魚川市もこれに倣って検討すべき事柄だと思いますので、よろしく願います。

相続支援なんですけど、一般的に空き家対策にもつながると言われてます。空き家対策の推進に関する特別措置法では、管理不全な空き家への指導・勧告が強化され、特定空き家に指定されると、固定資産税の軽減措置が解除される可能性があることとされ、相続支援は空き家問題の主要な原因の一つである。相続をきっかけとした空き家の発生を抑制し、既存の空き家の適切な管理や活用を促すことができ、空き家対策にもつながると言われてますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、相続がうまくいかないために空き家となるケースがあると考えております。市では、お悔やみ手続き時に、相続人や納税管理人を覚えてもらうようにご案内しております。おくやみ手続きにおける相続の説明は、市税においても、空き家対策においても大変大切なものだと考えておりますので、引き続き丁寧な説明に心がけてまいりたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

相続登記が義務化された背景には、所有者不明土地の問題があるとされています。所有者不明土地は、登記簿などを調べても所有者が特定できない土地、所有者が特定していても、その所有者に連絡がつかない土地と言われ、所有者不明土地は、公共事業や復旧・復興事業を進める上で妨げになるだけではなく、空き地として長い間放置されることによって、雑草やごみの不法投棄、不法占拠などの問題が生じると言われています。周辺の治安や公衆衛生に悪影響を及ぼすおそれがあり、この所有者不明土地は、国土交通省の調査によると、日本の国土の24%に上ると推定されており、これは九州全土の面積を上回ると言われていますが、糸魚川市は、これらの状況をどのように捉えているかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

山口市民部長。〔市民部長 山口和美君登壇〕

○市民部長（山口和美君）

お答えいたします。

議員のおっしゃる所有者不明土地、こちらのほうの影響ということで、公共事業とか周辺環境への影響ということのご質問だと思っております。

まさに今回の法改正につきましては、その件の影響が全国的な問題である、そのための対応した相続登記の義務化であると捉えております。相続登記につきましては、1世代といえますかね、相続された方が、1回飛ばすがために、どんどん相続人が増えていってしまっただけで後が追えないみたいな形のものも生じる可能性がございます。その労力と時間というのはかなりのものがあるかと思っておりますので、今回の法の改正の趣旨ですね、こちらのほうを鑑みまして、市としましても、この相続登記の義務化をしっかりと周知してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

よろしく申し上げます。

時間もないので、(3)の糸魚川市のお悔やみ公表について伺います。

新潟県内のお悔やみ情報提供自治体は、25市町村が上げられています。糸魚川市も地元住民へのお悔やみ情報提供に積極に取り組んでいるとされていますが、現状どのようになっているのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

お悔やみ情報の提供につきましては、現在、死亡届の提出時に、ご遺族の方に対して、死亡に関する情報をマスコミへ提供を行うかどうかを確認し、可能な方のみ、マスコミに対して情報提供を行っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

ご遺族は大切な方を亡くした悲しみの中で多くの方へ訃報を連絡する精神的・肉体的な負担を抱えています。自治体などが情報を公表することで、その負担を少しでも軽減でき、訃報を地域の人々に知らせることで、故人とゆかりのあった方々が、弔意を伝えたり、別れの場に参列する機会が与えられます。

近年では、全国のお悔やみ情報を集約した専門のウェブサイトも増えています。サイトでは、都道府県別に検索できたり、毎日情報が更新されたりするため、広範囲の情報を効率的に確認できるとされていますが、糸魚川市ホームページで訃報を公表することができないのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

小竹市民課長。〔市民課長 小竹貴志君登壇〕

○市民課長（小竹貴志君）

お答えいたします。

現在、お悔やみの情報は、市からマスコミに提供し、新聞や民間のホームページに掲載される流れとなっております。民間での取組が大きく進んでいるため、市のホームページに掲載することは今のところ考えておりません。お悔やみ情報が必要な方は、民間のホームページなどを確認いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

近藤議員。

○9番（近藤新二君）

この背景には、市民の方々、極力新聞を取らない人が増えてきまして、こういった情報が入手しにくいというのがこの背景です。できるだけ今、課長がおっしゃった、こういったところを閲覧すればこういった情報があるよというのを市民に向けて、市のほうから分かるような広報などでお伝えしてください。

これで、私の一般質問を終わります。

○副議長（保坂 悟君）

以上で、近藤議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を2時15分といたします。

〈午後2時08分 休憩〉

〈午後2時15分 開議〉

○副議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（保坂 悟君）

古畑議員。〔14番 古畑浩一君登壇〕

○14番（古畑浩一君）

皆様、お疲れさまでございます。

これより通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

久保田市長におかれましてはね、当選以来、私にとっては初めての一般質問、初手合わせということになるかと思えます。今回の質問につきましては、原発再稼働問題や、そして米田市長以来のいろんな課題につきまして取り上げさせていただきました。やっぱり市長としての見解をお伺いしたいのと、それから、今まで米田市長と数々議論を交わしてきましたが、ぜひこの問題につきましては、うやむやにせずに、新しい市長にもこの問題を引き継いでいただきたいと思えます。

それでは、一般質問を行います。

花角知事は、柏崎刈羽原発再稼働を容認し、12月議会で信を問うとしておりますが、これはとても容認できるものではありません。福島第一原発事故は、いまだ収束できておらず、放射能除去や汚染水、汚染土の処分の解決方法を見いだせず、故郷に帰ることすらできない住民の方々も数多くいる中で、再稼働認定は無責任な見切り発車と言えるのではないのでしょうか。

県民への説明も不十分で、県民に信を問うとしながらも、推進派の自民党議員が過半数を占める県議会に委ねるのはいかがなものか。結果が分かっている議論ほどむなしなものはありません。

事故発生時、近隣30キロの住民に対する避難経路も不十分である。放射能汚染が伴えば、新潟県は寸断され、海産物、農産物に与える国内外への影響も計り知れず、流通禁止措置などに至るは必須であります。新潟県は、食料生産県であることを忘れてはなりません。より安心・安全に配慮